

預金商品概要説明書

株式会社 もみじ銀行
平成24年1月4日現在

1	商品名	自由金利型定期預金（M型） （スーパー定期、スーパー定期300）										
2	ご利用いただける方	個人の方および法人										
3	お預入れ期間	【定型方式】 1か月、2か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 ※自動継続の取扱いもいたします。 【満期日指定方式】 1か月超5年未満										
4 お預入れ方法	(1)お預入れ方法	一括預入										
	(2)お預入れ金額	スーパー定期：金額1円以上300万円未満 スーパー定期300：金額300万円以上										
	(3)お預入れ単位	1円単位										
5	払戻方法	原則として満期日以後に一括して払戻します。 ※次の条件を満たす場合に限り、この預金を一部お引出し（中途解約）することが可能です。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 15%;">対象者</td> <td>個人の方</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>1万円以上（スーパー定期300の単利型の場合、一部支払後の残高が300万円以上となる金額まで）。</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>預入日の1年後の応当日の翌日以降の日を満期日とした預金について、預入日から1年経過後のもの。</td> </tr> </table> ※一部お引出しされた場合、一部お引出し部分については預入期間における中途解約利率を適用いたします。 ※一部お引出し後の残高については引続き約定利率を適用します。	対象者	個人の方	金額	1万円以上（スーパー定期300の単利型の場合、一部支払後の残高が300万円以上となる金額まで）。	対象	預入日の1年後の応当日の翌日以降の日を満期日とした預金について、預入日から1年経過後のもの。				
対象者	個人の方											
金額	1万円以上（スーパー定期300の単利型の場合、一部支払後の残高が300万円以上となる金額まで）。											
対象	預入日の1年後の応当日の翌日以降の日を満期日とした預金について、預入日から1年経過後のもの。											
6 利息	(1)適用金利	・預入時の店頭表示の金利を約定利率として満期日まで適用します。 ・固定金利とします。										
	(2)利払頻度	【単利型】 <ul style="list-style-type: none"> ・預入期間2年未満のものは、満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間2年以上のものは、中間利払日以後および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に利息を支払う場合は、次の利率（小数点第3位以下は切捨てます）で計算した中間払利息を支払います。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">預入期間</th> <th>中間払利息の支払</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2年以上3年未満</td> <td>1年目に約定利率の70%</td> </tr> <tr> <td>3年以上4年未満</td> <td>1年目・2年目に約定利率の70%</td> </tr> <tr> <td>4年以上5年未満</td> <td>1年目・2年目および3年目に約定利率の70%</td> </tr> <tr> <td>5年</td> <td>1年目・2年目・3年目および4年目に約定利率の70%</td> </tr> </tbody> </table> 【複利型】 <ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して支払います。 	預入期間	中間払利息の支払	2年以上3年未満	1年目に約定利率の70%	3年以上4年未満	1年目・2年目に約定利率の70%	4年以上5年未満	1年目・2年目および3年目に約定利率の70%	5年	1年目・2年目・3年目および4年目に約定利率の70%
	預入期間	中間払利息の支払										
2年以上3年未満	1年目に約定利率の70%											
3年以上4年未満	1年目・2年目に約定利率の70%											
4年以上5年未満	1年目・2年目および3年目に約定利率の70%											
5年	1年目・2年目・3年目および4年目に約定利率の70%											
(3)計算方法	・付利単位は1円とします。 ・1年を365日として日割で計算します。 ・預入期間が3年、4年、5年ものは、6か月ごとの複利計算のお取扱いも可能です。ただし、販売対象は個人の方のみとさせていただきます。											

	(4) 金利情報の 入手方法	各々の適用金利は店頭の「金利表示ボード」に表示しています。														
	(5) その他	課税扱の場合、受取利息から税金（国税15%、地方税5%）が差し引かれます。														
7	手数料	ありません。														
8	付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の方は、総合口座にセットすれば総合口座の担保とすることができます。貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率となります。 ・個人の方は、マル優の取扱いができます。 ・預入期間2年ものは中間払利息を定期預金（預入期間1年）にすることができます。 														
9	中途解約時の取扱	期限前解約利息の計算時には、当行所定の期限前解約利率（小数点第4位以下は切捨てます）を次のとおり適用します。														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>中途解約日までの期間</th> <th>中途解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月未満</td> <td>解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>預入日（または継続日）における店頭表示のこの預金の「6か月」利率×70%</td> </tr> <tr> <td>1年以上2年未満</td> <td>預入日（または継続日）における店頭表示のこの預金の「1年」利率×70%</td> </tr> <tr> <td>2年以上3年未満</td> <td>預入日（または継続日）における店頭表示のこの預金の「2年」利率×70%</td> </tr> <tr> <td>3年以上4年未満</td> <td>預入日（または継続日）における店頭表示のこの預金の「3年」利率×70%</td> </tr> <tr> <td>4年以上5年未満</td> <td>預入日（または継続日）における店頭表示のこの預金の「4年」利率×70%</td> </tr> </tbody> </table>	中途解約日までの期間	中途解約利率	6か月未満	解約日における普通預金の利率	6か月以上1年未満	預入日（または継続日）における店頭表示のこの預金の「6か月」利率×70%	1年以上2年未満	預入日（または継続日）における店頭表示のこの預金の「1年」利率×70%	2年以上3年未満	預入日（または継続日）における店頭表示のこの預金の「2年」利率×70%	3年以上4年未満	預入日（または継続日）における店頭表示のこの預金の「3年」利率×70%	4年以上5年未満	預入日（または継続日）における店頭表示のこの預金の「4年」利率×70%
		中途解約日までの期間	中途解約利率													
		6か月未満	解約日における普通預金の利率													
		6か月以上1年未満	預入日（または継続日）における店頭表示のこの預金の「6か月」利率×70%													
		1年以上2年未満	預入日（または継続日）における店頭表示のこの預金の「1年」利率×70%													
		2年以上3年未満	預入日（または継続日）における店頭表示のこの預金の「2年」利率×70%													
		3年以上4年未満	預入日（または継続日）における店頭表示のこの預金の「3年」利率×70%													
4年以上5年未満	預入日（または継続日）における店頭表示のこの預金の「4年」利率×70%															
※ただし、解約日における普通預金利率を下回らないものとします。																
※中間払利息が支払われている場合には、その支払額総額と期限前解約利息との差額を清算します。																
10	その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金の利率を適用します。														
		・この預金は預金保険の対象であり、当行へお預入れの預金（決済用預金は除く）について、1預金者あたり元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。														
		・自動継続扱で継続後の新元金が1,000万円以上となる場合は、原則として同一期間の自由金利型定期預金（大口定期）に切替えてお預りいたします。														
		※ただし、複利型の定期預金は対象外となります。														
		※自動切替をご希望されない場合は、事前にお取引店にお申込みください。														
・平成24年1月以降、非自動継続扱の通帳式定期預金（総合口座定期預金含む）でご新約された場合、原則として満期日に自動解約し、予めご指定いただいた口座へ入金いたします。																
11	当行が契約している 指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号0570-017109または03-5252-3772														